

令和3年1月28日

市民の皆様へ

特定非営利活動法人
JSCプロジェクト推進会
代表者 朴 昌盛 (河野 篤志)

平素より、市民の皆様には当 NPO 法人に対しまして、ご協力を賜り誠にありがとうございます。この度、書面にて、所轄官庁への事業報告書が未提出になっておりました件につきましてご説明申し上げます。

私共の NPO 法人は、昨年、コロナのために事務所等の出勤もままならず、再三の提出要請に対応できず、令和1年の事業報告書の提出が遅れました。誠に申し訳ございませんでした。取り急ぎ、東京都へ書面報告期限である令和3年2月5日前までに、提出を行う予定です。今後は体制を整え、提出期限を順守してまいります。

以上

(別紙)

市民への説明の要請について

督促期限（令和3年1月7日（木曜日）【必着】）までに事業報告書等（以下「本件書類」といいます。）の提出がない法人については、1月8日（金曜日）をもって、東京都における「NPO法の運用方針」に基づき「市民への説明要請」を実施しますので、下記1に掲げる点について、下記2のとおり市民への説明を実施してください。また、その実施された説明内容等について本都まで書面にて報告いただきますよう要請いたします。併せて、本件書類を速やかに提出していただきますよう督促いたします。

なお、市民への説明を要請した法人の名称及び本都へ報告のあった文書は、広く市民間において情報が共有されるよう、また、所轄庁における手続の透明性を確保する観点から本都ホームページ上に掲載して公表します。

記

1 説明していただきたい点

督促期限までに本件書類の提出がなされていない理由及び今後の提出予定

2 市民への説明

(1) 説明の実施方法

市民への説明は自主的に実施されるものであり、実施方法については、貴法人の検討に委ねられるもので、参考例としては以下のものがあります。また、説明内容を記載した文書を本都に対し送付し、本都のホームページに掲載することによって代替することもできます。

(例)

- ・ 貴法人の事務所における誰でも閲覧可能な状態での説明文書の備置き
- ・ 貴法人が運営するホームページ上における説明文書の掲載
- ・ 適切な人数を収容できる会場における説明会の実施（その際、実施の案内をあらかじめ周知しておくことが望ましいと考えられます。）

(2) 説明開始の期限

令和3年1月22日（金曜日）

(3) 本都への書面報告期限

令和3年2月5日（金曜日）【必着】

【本件問い合わせ・提出先】

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎 19階南側
東京都生活文化局都民生活部管理法人課NPO法人担当
電話：03-5388-3095（窓口受付時間：開庁日 9:00～17:45）